

千葉市動画配信環境整備助成事業 Q&A

問1：補助対象者の要件として、「令和元年4月1日から令和元年12月31日の営業期間において、自ら営業する市内の施設で、恒常的に観客を動員した有料（鑑賞料に限る。）の音楽公演（生演奏・生歌唱）を実施した実績がある者」とあるが、恒常的の目安はあるか。

答1：最低月1回以上とします。ただし、施設改修による休館期間は除きます。

問2：チケットを販売して観客を動員する音楽（生演奏・生歌唱）公演とは、どのようなものがあてはまるか。

答2：ロックやジャズなどの音楽分野で、普段から広く活躍しているアーティストによる歌唱や楽器演奏の公演予定（日時・出演者名・音楽のジャンル等）を事業者が事前に公開し、観客が聞きたいアーティストが出演する公演のチケットを購入することで、そのアーティストの生演奏や生歌唱を会場で聞くことができる音楽公演（例：ライブハウスやジャズバーでのライブ）を対象とします。

問3：要綱第2条第2項第11号の「本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者（指定管理者を含む）」について、

- ① 千葉市から新型コロナウイルス関連の支援を受けているが、対象外か。
- ② 運営企業体として指定管理者に指定されているが、構成員（構成団体）の申請は可能か。

答3：

- ① 事業に対する支援を受けている場合は対象外だが、新型コロナウイルス感染症の拡大を起因とした運営に対する支援（千葉市テナント支援金制度、千葉市中小企業者事業継続給付金など）を受けている場合は、対象です。
- ② 構成員（構成団体）も含めて、指定管理者は対象外です。

問4：補助対象事業で、有料（鑑賞代に限る。）の音楽公演としているが、ワンドリンク付きの鑑賞チケットの販売は可能か。

答4：原則、鑑賞料のみとしておりますが、ワンドリンク程度であれば可です。

問5：同じ団体又は個人事業主が複数の事業を申請することは可能か。

答5：1団体又は1個人事業主につき、1事業の申請とします。

問6：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、どの程度取り組む必要があるか。

答6：国等の方針や指針、業種別ガイドライン等を参考に、事業実施時に求められる最新の感染症対策を行うことが必要となります。上記の方針や指針、ガイドライン等が更新された場合はその都度感染症対策に不足が無いかどうかをご確認の上、対策が不足している場合は追加の対策を取るようになさいます。

また、事業実施までに適切な対策を取らないことが判明した場合又は事業実施後に適切な対策を取っていなかったことが判明した場合は、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すこととなります。